

秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会設置要綱

（平成21年12月4日施行）

（趣旨）

第1条 この要綱は、本格的な人口減少社会を迎え、公共施設を将来にわたり持続可能な量と質へと転換するため、中長期的視点に立った公共施設の再配置に係る計画を策定するに当たり、秦野市公共施設再配置計画（仮称）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設 行政財産である本市の施設のうち、道路、橋りょう、上下水道の設備及びごみ収集所等の小規模な施設を除く施設をいう。
- (2) 公共施設の再配置 公共施設のあり方について抜本的な見直しを行い、その適正な配置及び効率的な管理運営を実現することをいう。

（所掌事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 公共施設の再配置の方針に関すること。
- (2) 秦野市公共施設再配置計画（案）に関すること。
- (3) その他公共施設の再配置に関すること。

（組織等）

第4条 委員会の委員は、8名以内とし、公共施設に関する政策又は研究の分野における実績のある学識経験者及び有識者の中から市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員会の検討内容により委員長が必要と認めるときは、臨時委員を委員会に加えるものとし、市民の中から市長が委嘱する。
- 7 臨時委員の任期は、委嘱の日から委員会への出席が終わるまでの間とする。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員（臨時委員を含む。以下同じ）の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、議決を要する場合で、委員長が必要と認めるときは、書面による表決を行うことができるものとする。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数（前項後段の規定により書面表決としたときは、委員の過半数）により決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 委員会は、必要に応じてその会議への委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 委員会は、必要に応じて市民モニターを募集し、公共施設の再配置に関することその他委員会が定めることについて意見を聴くことができる。

6 委員会の会議の結果は、その会議の都度、公表し、その内容に関する市民からの意見を募集するものとする。

（報告）

第6条 委員長は、委員会における検討結果を提言書として取りまとめ、市長に報告する。

（報償の支給）

第7条 委員が委員会の会議に出席したとき又は市民モニターが意見を提出したときは、予算の範囲内で報償を支給する。

（調整会議）

第8条 委員会の検討内容の実現性及びその実施方策等の検討を行うため、主要な公共施設の管理所管課及び行財政運営に関する関係課で組織する秦野市公共施設再配置計画（仮称）策定調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

2 調整会議の構成員は、別表第1に掲げる職にある者を充てる。

3 調整会議の司会進行は、企画総務部公共施設再配置計画担当課長が行うものとする。

4 調整会議は、必要に応じてプロジェクトチームを設置し、又は会議に構成員以外の職員の出席を求めることができる。

（庶務等）

第9条 委員会及び調整会議（以下「委員会等」という。）の庶務は、企画総務部公共施設再配置計画担当において処理する。

2 委員会等の円滑な進行を支援し、その指示する事項について調査等を行う

ため、委員会等に補助スタッフを置くものとし、別表第2に掲げる部課等の長の推薦により、その所属する課長補佐級以下の職員を充てる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月4日から施行し、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第8条関係)

職 名
企画総務部企画課長
企画総務部行政経営課長
企画総務部公共施設再配置計画担当課長
財務部財政課長
財務部財産管理課長
くらし安心部市民自治振興課長
福祉部高齢介護課長
こども健康部保育課長
こども健康部こども育成課長
環境産業部環境保全課長
環境産業部観光課長
建設部建築住宅課長
都市部都市計画課長
教育総務部教育総務課長
生涯学習部生涯学習課長
生涯学習部スポーツ振興課長

別表第2 (第9条関係)

部等名	課等名	人数
企画総務部	企画課	各1名
企画総務部	行政経営課	

財務部	財政課	
福祉部	部等の長が推薦する課	
こども健康部	部等の長が推薦する課	
建設部	建築住宅課	
都市部	部等の長が推薦する課	
教育総務部	教育総務課	
生涯学習部	部等の長が推薦する課	